

宮崎県スポーツ指導者協議会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第51条第2項の規定に基づき、宮崎県スポーツ指導者協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 協議会は、定款第4条に基づく次の事業を行う。

- (1) スポーツ指導者の育成方策に関する事。
- (2) スポーツ指導者の資質向上に関する事。
- (3) スポーツ指導者の連携及び組織拡充に関する事。
- (4) スポーツ指導者の啓発及び活用に関する事。
- (5) その他、協議会の目的達成のために必要な事。

(会員)

第3条 協議会の会員は、公益財団法人日本スポーツ協会が認定したスポーツ指導者とする。

2 会員は、前条各号に掲げる事業に要する経費を負担するため、会費を納入しなければならない。

(理事)

第4条 協議会に、理事15名以上25名以内を置く。

2 理事のうち1名を会長とする。また、会長以外の2名以内を副会長とする。

(理事の選出及び任期)

第5条 理事は、次の各号により選出する。

- (1) 本県のスポーツ指導者に関係する機関団体において、若干名選出する。
- (2) 本会理事会において、加盟団体から推薦のあった者を若干名選出する。
- (3) 本会理事会において、本会理事及び学識経験者から若干名選出する。

2 会長は、理事会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会会長が委嘱する。

3 副会長は、理事会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会会長が委嘱する。

4 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する理事会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(職務等)

第6条 会長は、協議会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、定款及びこの規程に定めるところにより、協議会の職務を行う。

(会議)

第7条 協議会の会議は、理事会及び総会とする。

2 理事会及び総会は、必要に応じて、会長が招集し、その議長となる。

3 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 指導者協議会の業務執行の決定
- (2) 会長・副会長の本会理事会への推挙
- (3) 総会決議事項の審議
- (4) その他、本会理事会から諮問された事項

4 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (2) 各事業年度の決算の承認
- (3) スポーツ指導者協議会規程の変更の承認
- (4) その他、理事会から諮問された事項

5 協議会の会議は、必要に応じ、事務局職員その他の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第8条 協議会は、第2条の事業を行うために必要な部会を設置することができる。

(経費)

第9条 協議会の経費は、第3条に定める会員の会費及び本会の助成金、その他の収入をもって支弁し、定款及び規程の定めるところにより処理する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、本会事務局内に置く。

(規程の変更)

第11条 この規程の改正等は、本会理事会の決議を経て行う。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は本会理事会で審議して、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 平成27年6月10日 一部改正
- 3 平成30年6月 5日 一部改正
- 4 令和 2年4月 1日 一部改正
- 5 令和 3年4月 1日 一部改正
- 6 令和 5年6月16日 一部改正